

1. 件名「新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（東海第二（44）」

2. 日時：平成29年4月19日 16時00分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 7階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、大塚安全審査官、皆川安全審査官

（安全規制管理官（BWR担当）付）

足立安全管理調査官、荒川管理官補佐

事業者：

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 環境保安グループマネージャー 他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更に係る東海第二発電所の設置変更許可申請への対応について、以下の説明があった。

○日本原子力研究開発機構は、JRR-3等の新規制基準適合に係る申請に合わせて、国道245号の拡幅工事に伴う周辺監視区域境界の変更について申請している。

○東海第二発電所の設置許可申請書では、周辺における将来の集落の形成を考慮し、隣接している日本原子力研究開発機構の周辺監視区域も含めて、その境界にて周辺公衆の線量評価を行っていることから、今回の周辺監視区域境界の変更に伴う線量評価点の変更について、新規制基準適合に係る設置変更許可申請書及び既許可の設置変更許可申請書における線量評価への影響を確認した。

○その結果、既許可の線量評価結果について、線量目標値と比較する平常時線量評価の合計線量に変更がなく安全性に影響がないことから、線量評価に用いる気象条件を更新している新規制基準適合に係る設置変更許可申請書に反映し対応することとしたい。

（2）原子力規制庁から、上記の説明について、了解した旨の回答をした。

6. その他

提出資料：

- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更における東海第二発電所の設置変更許可申請への対応について

- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更における東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書（新規制基準適合性に係る変更申請）の変更箇所について
- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更における東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書（既許可申請書）の変更箇所について